

# 特定非営利活動法人地域社会活性化フォーラム定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人地域社会活性化フォーラムという。

(事務局)

第2条 この法人は、主たる事務局を 東京都杉並区下高井戸 4 丁目 9 番 28 号 LLC - HOUSE 上北沢に置く

(目的)

第3条 この法人は、地方の地域社会の一般市民・企業・各種団体等の構成員を対象とし、バイオやIT技術の活用により、農業・林業・地場産業・地元ベンチャー企業等地域産業の再生や産業・環境資源の有効活用を行う地域活性化事業、地域社会を活性化するための調査・研究事業、地域活性化モデルの普及・啓蒙事業、地域活性化を目的とした都市部や他地域の各種団体との交流事業および情報の収集事業を行い、地方が自立した社会を築くことを図ることで、地方と都市の間で人、物、情報が活発に流通し、バランスよく共存共栄していく豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の非特定営利活動を行う

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 地域活性化事業
  - ① 地域の生産物、廃棄物等の活用によるエタノール製造等のバイオ事業の企画、推進
  - ② バイオ、IT技術を活用した地域の休耕地、放置林や環境資源等の活用・再生事業の企画、推進
- (2) 地域活性化プラン、モデルの情報収集および情報提供事業
- (3) 地域社会を活性化するための調査研究事業
  - ① 地域の活性化プランの策定
  - ② 地域の立地条件、環境の調査
  - ③ 地域を活性化するための研究

- (4) 地域活性化モデルの普及・啓発事業
  - ① 機関紙、研究報告書、地域活性化に係る啓蒙書の発行
  - ② 地域活性化に関する講習会、セミナー、シンポジウム、勉強会等の開催
  - ③ ホームページの開設・運営
- (5) 地域活性化を目的とする他団体や都市部の地域活性化に貢献する他団体との情報交換およびネットワークの構築事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的および事業に賛同して入会した個人または団体
- (2) 一般会員 この法人の事業に賛同して入会した個人または団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業に賛同し賛助するために入会した個人および団体

### (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むこととする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納付しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に該当会員の弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金員の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金員は、返還しない。

### 第3章 役員

(種別および定款)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または該当役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事またはこの法人の職員をかねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、その定款の定めおよび総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。また理事長および副理事長が不在の場合には、理事長が予め指名した順序によってその職務を代行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事は業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会および理事会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員の選任または解任、職務および報酬
- (7) 入会金および会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）

- (9) 新たな義務の負担および権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織および運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第24条 総会は、理事長が招集する。

2 総会は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 正会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印または署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決に要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会を出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印または署名しなければならない。

## 第5章 資 産

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前条の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨時の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利を放棄しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄官庁の認証を得なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散および合併

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠乏
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による成立の認証の取消し
- 2 前項第1項の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 代1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併または破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決された者に譲渡する。

(合併)

第53条 この法人を合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公示の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲載場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長および職員の任免は、理事長が行う。

(組織および運営)

第57条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雑 則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

( 附 則 )

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。  
2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

|     |        |
|-----|--------|
| 理事長 | 羽田 次郎  |
| 理事  | 岡崎 眞太郎 |
| 理事  | 鈴木 優   |
| 理事  | 鈴木 善行  |
| 監事  | 太田 義久  |

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年3月31日までとする。  
4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成19年12月31日までとする。  
5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。  
6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

|     |      |       |    |          |
|-----|------|-------|----|----------|
| 入会金 | 正会員  | 個人    |    | 10,000円  |
|     |      | 団体    |    | 50,000円  |
| 年会費 | 正会員  | 個人    |    | 5,000 円  |
|     |      | 団体    |    | 10,000 円 |
|     | 一般会員 | 個人    | 1口 | 2,000 円  |
|     |      | 団体    | 1口 | 5,000 円  |
|     | 賛助会員 | 個人、団体 | 1口 | 1,000 円  |